

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成19年3月9日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成18年2月21日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成16年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見及び平成19年3月9日付鳥取県監査委員公告第1号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成20年1月29日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 藤 保
 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

1 指摘事項

平成17年度決算分

指摘事項	講じた措置
<p>1 総務部所管団体</p> <p>鳥取県私立高等学校運営費補助金のうち情報教育推進事業（パソコンのリースに対する補助）について、補助対象外経費（基準を超えたパソコンの台数分のリース経費）を補助対象としていたため、補助金が過払いとなっていた。（学校法人翔英学園：所管 教育・学術振興課）</p>	<p>当該学校法人に対して過大交付となっていた補助金の返還通知を行い、平成19年2月28日に返還された。今後は、学校法人に対し、補助金交付要綱の周知徹底を図るなど、指導を強化するとともに、県としても補助金事務の適正な執行に努める。</p> <p>なお、平成19年度補助金からは単価制へ移行し、学校の実態に応じ効率的な執行ができるよう補助制度を見直したところである。</p>
<p>2 企画部所管団体</p> <p>(1) 概算払をされた旅費について、返納を伴う精算が大幅に遅延しているものがあった。（財団法人とっとり政策総合研究センター：所管 政策企画課）</p> <p>(2) 高速道「姫路鳥取線」活用方策検討調査委託契約について、当該法人の財務規程に基づく予定価格が決定されていなかった。（財団法人とっとり政策総合研究センター：所管 政策企画課）</p>	<p>今後は、速やかに精算を行うよう指導した。</p> <p>適切な処理を行うよう指導した。</p>
<p>3 文化観光局所管団体</p> <p>鳥取砂丘こどもの国園内階段工・車椅子乳母車専用通路工業務委託契約等について、当該法人の財務規程に基づく予定価格が決定されていなかった。（財団法人鳥取県観光事業団：所管 観光課）</p>	<p>適切な会計処理を行うよう指導した。</p>
<p>4 福祉保健部所管団体</p>	

<p>(1) 社会福祉法人鳥取県厚生事業団に管理を委託している施設（鹿野かちみ園）で生じた生産物収入について、県に払い込むべきものが払い込まれないで当該団体の収入となっていた。（社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課）</p> <p>(2) 鳥取県立障害者体育センターの管理に係る委託料について、管理委託の対象外経費（補助職員が社会福祉法人鳥取県厚生事業団の所有するしらはま交流センターに従事する部分の人員費）を含めていたため、委託料が過払いとなっていた。（社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課）</p>	<p>平成19年2月1日に県へ返還した。</p> <p>なお、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、使用料等の収入はすべて指定管理者の収入とし、当該収入をもって施設運営を行うこととした。</p> <p>本来、障害者体育センターの管理委託料に計上すべき経費（夜間の保安管理業務等に係る人員費）を計上せず、誤って管理委託の対象外の経費を計上したことが原因である。また、計上されなかった経費が誤って計上された対象外経費よりも多かったことから、委託料の過払いは生じないため、返還までは必要ないものと考えます。</p> <p>しかし、実績報告書の差し替えを指示するとともに、今後は適切な経理事務を行うよう指導した。</p> <p>なお、平成18年度からは、指定管理者制度を導入しているため、このような事例は発生しない。</p>
<p>5 農林水産部所管団体</p> <p>農業経営対策事業費等補助金（新規就農者総合支援事業（就農相談窓口設置事業））について、平成18年5月に購入した切手代を平成17年度予算で経理し、補助対象経費に含めていたため、補助金が過払いとなっていた。（財団法人鳥取県農業担い手育成基金：所管 経営支援課）</p>	<p>平成19年4月12日に自主返還がなされた。今後は、事務処理の適正化を指導するとともに、適正な執行に務める。</p> <p>なお、当該法人においては、平成18年度会計分から、税理士による監査（事務監査を含む。）を行うこととしたところである。</p>

2 監査意見

(1) 平成16年度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 企画部、商工労働部、農林水産部及び教育委員会共通 県が出資する公益法人等の役員への女性の選任について（情報政策課、労働雇用課、生産振興課、林政課、水産課及び教育総務課）</p> <p>鳥取県では、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きと暮らせる社会の形成を目指しており、その実現に向け、政策や方針決定の場に女性が参画しやすくするための環境整備に取り組んできている。</p> <p>このような取組については、県が出資をしている公益法人等（以下「県出資法人等」という。）においても、また同様に期待される。</p> <p>しかし、県出資法人等においては、その団体における</p>	<p>財団法人鳥取県情報センター（企画部情報政策課）</p> <p>学識経験者として新たに理事を選任し、当該理事に鳥取大学の女性教授（門田真知子氏）が就任した。（任期：H18.12.1～H20.11.30）</p> <p>財団法人鳥取県栽培漁業協会（農林水産部水産振興局水産課）</p> <p>平成19年3月23日開催の理事会に諮り、新</p>

<p>方針の立案や決定等を行う理事会等の役員に、女性を選任していない団体が相当数見受けられた。</p> <p>ついては、県は、女性の役員を選任していない県出資法人等に対し、その選任が一層進むよう働きかけられたい。</p> <p>2 農林水産部</p> <p>財団法人鳥取県栽培漁業協会の事業の在り方等について（水産課）</p> <p>県の栽培漁業センター（以下「センター」という。）は栽培技術の開発・調査研究を、財団法人鳥取県栽培漁業協会（以下「協会」という。）は種苗生産及び養殖技術の普及指導をそれぞれ行っており、双方が連携して栽培漁業の促進に取り組んでいるが、協会の設立目的は沿岸漁業の振興に寄与することであり、内水面漁業については業務の対象とされていないところである。</p> <p>最近、センターでは、農業者等が新規に養殖に取り組み始めたホンモロコ、カジカ等の内水面における新たな栽培漁業についてもその試験研究に力を入れ、事業者からの相談に応じているが、これらに係る県内における種苗生産及び普及は、必ずしも進んでいるとは言えない状況である。</p> <p>ついては、県は、協会、関係団体等と今後十分に協議し、内水面における栽培漁業への協会の関わり方を含め、内水面における栽培漁業の促進の在り方について検討されたい。</p>	<p>たに女性1名を役員として追加した（平成19年4月就任）。</p> <p>社団法人私学振興会（教育委員会教育総務課）</p> <p>役員の構成員は会員の代表者及び学識経験者からなり、その選任には総会での議決が必要である。県としては男女共同参画推進条例の趣旨の尊重を求め、理事会及び総会における検討を依頼するに留め、理事・監事等役員への女性選任について検討を行うよう通知した。</p> <p>平成19年5月に開催の理事会で、当面、寄附行為第4条の事業に「アユ等の内水面種苗の生産・配布」を追加し、内水面における栽培漁業の促進を図ることとした。</p>
---	--

(2) 平成17年度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部</p> <p>私立専修学校運営費補助金（技能教育施設関連事業）の見直しについて（教育・学術振興課）</p> <p>学校法人ismが設置する若葉学習会専修学校は、広域通信制高校のクラーク記念国際高等学校と技能連携し、不登校経験者等の生徒を多く受入れ、そのハンディキャップを克服させて、更に上級学校へ進ませるなど生徒の教育指導に多大な成果を上げている。</p> <p>当該専修学校では、私立専修学校運営費補助金（技能</p>	<p>不登校経験者が多く在籍する私立専修学校に対する支援について、平成18年度に学校関係者との意見交換等を行ったところである。これを受けて、平成19年度新規事業として、個々の生徒の状況に応じた適切な指導が行える方策を検討するための「特別支援教育ネッ</p>

教育施設関連事業)により、私立高校に対する補助金と同様に、前年度決算額(人件費、教育管理費及び設備管理費)の2分の1に相当する額の補助金を受けている。

しかしながら、当該専修学校の入学生についてみると、不登校経験者等の生徒の割合が他の県内の私立高校に比べて非常に高く、学習指導その他の対応に時間がかかり、人的労力をより必要としているのが実情である。

については、県は、このような多様な指導・対応を必要とする生徒が多い専修学校に対しては、教職員がこれらの生徒の教育指導を効果的に行えるよう、補助金の算出方法の見直しについて検討されたい。

2 企画部

智頭急行株式会社の運営上の課題の解決について(交通政策課)

智頭急行株式会社(以下「会社」という。)は、昭和61年に設立され、平成6年の開業以来の好調な特急列車の利用に支えられて、平成18年度には第3セクターの鉄道会社として初めて株式配当を行うなど経営は順調であるが、次のような運営上の課題を抱えていると考えられる。

(1) 会社設立以来、慣例的に総務課長の職に鳥取県職員の派遣を2~3年のサイクルで受け入れているが、会社のさらなる発展のためには、鉄道に詳しい職員を採用した方がよいのではないかとと思われる。会社発足当初は、鳥取県との密接な連携が必要であり、それなりの効果もあったと思われるが、現在では会社設立から約20年が経過しており、その効果について改めて検証し、今後の対応について検討すべきであること。

(2) 近年、普通列車の乗客の減少が著しい状況にある。

これは岡山県英田郡大原町(現美作市)にあった県立高校が廃止されたことなど様々な要因があると思われるが、会社設立から相当年数が経過し、当初の燃えるような沿線周辺住民のマイレール意識(地域の鉄道を愛する意識)が薄れたことも一因と思われる。特に、マイレール意識の向上は乗客の増加にとって重要なことであるので、沿線周辺住民に対するPR活動等、会社の一層の営業努力が必要であること。

については、県は、会社に対し、これらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

3 文化観光局

財団法人鳥取県観光事業団の会計事務の適正化について(観光課)

財団法人鳥取県観光事業団(以下「事業団」という。)は、会計処理の一元化等を図るため、平成17年4月に本

トワ・クづくり事業」の実施を予定している。今後、この検討会で出される意見等も参考としたい。

会社内部での早急な検討を要請する。

会社に普通列車の増収対策を実施するよう求めるとともに、県及び会社も参加している智頭急行利用促進協議会において、普通列車の一層の利用促進の取組を行う。

会計事務の充実(内部チェック体制及び研修体制)を指導した。また、適切に釣銭等を

部事務局内に会計センターを設置し、会計事務の改善に努めているところである。しかし、このたびの監査において、見積書や支払請求書の日付が空欄となっていたり、契約書の記載内容に誤りがあるなど会計事務に関する初歩的なミスが見受けられた。また、契約手続については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の例により行うこととなっているが、予定価格の未決定や競争入札すべき業務が随意契約となっていたことなど適正な契約事務が行われていない状況が見受けられた。

ついては、県は、事業団に対して、各施設も含めた会計事務についての内部チェック体制と研修体制の一層の充実を図るよう指導されたい。

また、事業団が管理しているとっとり花回廊においては、釣銭として毎日定額の大金を準備している。

しかし、ゴールデンウィーク等の繁忙期と冬期等の閑散期では必要な釣銭の額に大きな開きがあることから、その時期に応じた必要額を準備しておくべきものと思われる。

ついては、県は、事業団に対して安全な現金管理の観点から、その時期に必要な額の釣銭を準備することを指導されたい。

また、釣銭及び小口現金の取扱いは、現在、財務規程に定められていないので、これらの取扱いがより適正に行われるよう財務規程に規定することを指導されたい。

4 生活環境部

鳥取県住宅供給公社の保有する崎津住宅用地の管理及び赤碕団地の販売促進について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「住宅公社」という。）は、厳しい経営環境の中で、経営努力を重ね業務のスリム化や組織・人員の削減を実現し、現在は、保有する宅地の販売を事業の中心に据え、残区画の販売に努力しているところである。

住宅公社が保有する崎津住宅用地（米子市）は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発公社解散に伴い鳥取県と米子市で分担して引き受けることとなった未処分地であり、県は、責任を分担した未処分地のうち住宅用地を資金の貸付けを条件として住宅公社に引き受けさせたものである。しかし、この住宅用地は、県西部地域の宅地事情を考えれば今後も事業化できる見込みがないものと思われる、住宅公社にとっても大きな負担が今後延々と続くこととなる。

ついては、県は、この住宅用地を住宅公社から買い取り、県の責任において、住宅に限らず幅広く利用方法等を検討しつつ、県有地として適正に管理することについて検討されたい。

準備すること、及びその取扱いについて財務規程を整備するよう指導した。

崎津住宅団地については、平成19年度全国和牛能力共進会会場として使用した後の措置について、検討しているところである。

また、赤碕団地の販売促進については、理事会等の場で働きかけてきているところである。平成24年度末の残区画は、琴浦町が買い取ることとなっているが、既造成団地の早期完売は公社の中期的経営計画の中核目標であり、引き続き様々な機会を通して働きかけていく。

また、住宅公社が保有する住宅団地の中で地域定住を目的とした赤碓団地（琴浦町）においては、現時点で130もの大量の区画が残存している。住宅公社は琴浦町と平成24年度末における残区画を町が引き取る旨の協定を結んでおり、住宅公社にとっては、最終的には負担にならないものであるが、残区画が大量となった場合には、当初の地域定住の目的が達成されないこととなる。

については、県は、住宅公社に対し、今後も積極的に赤碓団地の販売促進について一層の努力を行うよう引き続き働きかけられたい。

5 商工労働部

財団法人鳥取県産業振興機構の運営上の課題の解決について（産業開発課）

財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）は、県内産業の高度化・情報化、企業の創業・経営革新等の支援を行い、本県の経済的發展に貢献している。しかし、機構には、次のような運営上の課題があると考えられる。

(1) 機構の組織は、平成12年に3つの財団法人（鳥取県中小企業振興公社、鳥取県工業技術振興協会、鳥取県中小企業情報センター）が統合されて設立されたものであり、事業の多様化に伴って次々と改編され、現在は7部・室1支部となっているが、業務内容が類似している部・室もあり、組織の合理化を図る必要があること。

(2) 賛助会員は、設立当初に比べ約2倍の700社となり徐々に増加してきたものの、県内の総事業所数と比較して、必ずしも多いとは言えない状況と思われる。

賛助会員の払う会費は、機構が事業を円滑に行っていくうえで不可欠で貴重な自主財源であり、賛助会員の加入増について一層の努力が必要であること。

(3) 機構は、平成12年と比較的最近になって設立された団体であるが、その名称、位置、機能等について、企業をはじめ県民にあまり知られていないのではないと思われる。特に、隣接する県の施設である鳥取県産業技術センターとの混同も懸念されるため、今後広く広報活動を行い、機構について一層理解してもらうようにすべきであること。

については、県は、機構に対してこれらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

6 農林水産部

(1) 農地保有合理化事業等業務委託契約の契約事務の適正化について（経営支援課）

財団法人鳥取県農業開発公社（以下「農業公社」という。）は、農地保有合理化事業等の業務の一部を市町

平成19年度より、7部・室1支部を6部・室1支部として組織の合理化を図った。

賛助会員の加入増加に向け、企業訪問時や企業向け事業等で積極的な働きかけを行う。

機構が積極的にマスコミ等に情報提供を行い、パブリシティ活動を行うよう指導する。

平成19年度契約から、契約内容に即した契約書を作成するとともに、記載漏れのないよ

村に委託している。

その業務の委託に当たっては、「農地保有合理化促進対策費補助に係る都道府県公社の業務の執行について（昭和62年9月21日付農林水産省農政課長通知）」に基づき市町村と契約を締結している。

しかし、この契約事務について監査したところ、次のような不適正な事項が見受けられた。

ア 各市町村とも農業公社が示した一律の様式を使用し、実際には実施しないものまで契約の内容としてあげられていること。

イ 委託費は農業公社が委託業務細目ごとに定める基準により算出され、年間事業計画書の収支予算欄に委託費等の金額を記載しなければならないが、これが全く記載されていないものがあったこと。

については、県は、農業公社に対して、契約事務の適正化について指導されたい。

(2) 予防接種に係る農家負担金の会計処理の改善について（畜産課）

社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）は、主要な事業として、国、県と一体となって、家畜に対する予防接種を実施している。

この予防接種は、協会から指定された獣医師（以下「指定獣医師」という。）がワクチン等の予防接種を行い、協会はこれに対して関係農家から支払われる負担金を年間で約5,500万円（平成17年度決算）取り扱っている。

しかし、この予防接種に係る農家負担金（以下「負担金」という。）の会計処理については、次のような課題があると考えられる。

ア 農家から協会に納入される負担金の会計処理の方法は、請求を協会支部（鳥取・倉吉・西部家畜保健衛生所内）が行い、協会支部への支払は農家の直接振込又は農業協同組合貯金口座からの振替で行われるものや、請求を指定獣医師が行い、協会支部への支払は農家の農業協同組合貯金口座からの振替で行われるものなど様々な方法でなされている。

本来、こうした会計処理は、協会において一定の方法を定めて行われるべきものであり、協会は、農家等の関係者の意見も十分聴取しつつ、諸手続の確実性、迅速性、効率性等を考慮し、最適な会計処理方法を確立すべきであること。

イ 負担金が協会事務局（農林水産部畜産課内）に最終的に振り込まれるのは、農家が納入した1月から2月程度の後となっているが、この原因の一つとして、協会支部が口座振込手数料を節減するため、協

う指示した。

協会に対し、負担金の徴収方法を整理するとともに、最適な会計処理方法を確立し、実態にあった財務規程等諸規程の見直しを決算総会までに行うよう指示した。

会支部に支払われた負担金の一定金額がまとまるのを待って協会事務局へ振り込んでいることがある。

しかしながら、昨年末から同一銀行間のキャッシュカードによる振込については、口座振込手数料が無料となっており、協会は、このような手数料無料の口座振込の方法を活用することなどによって、会計処理をより速やかに行うべきであること。

ウ 協会は、負担金が農家から納入され最終的に協会事務局に振込まれるまでの一連の会計処理に関する規程を定めておらず、また、内部のチェック体制も十分整備されているとはいえない状況である。

農家が納入した多額の負担金を適正に会計処理するため、会計処理規程や内部チェック体制は重要であり、協会はこれらを速やかに整備すべきであること。

については、県は、協会に対し、これらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

(3) 財団法人鳥取県造林公社の現状と取組みの広報について(林政課)

財団法人鳥取県造林公社(以下「造林公社」という。)については、累積債務が平成14年度末で約285億円に達し、そのまま推移すれば平成77年度には578億円もの損失が見込まれるため、県は平成14年12月に造林公社の見直し案を作成した。造林公社は、現在、この見直し案に基づき、分収割合の変更(造林公社:地権者6:4 8:2)及び伐期の延長(60年 80年)について、地権者の了解を得るべく懸命の努力をしているところである。

しかし、材木価格の将来見通しが不透明であることから、地権者の理解が得られていない状況である。植林した樹木の管理は、契約に基づき、今後とも適正に行わなければならない、造林公社が事業を継続していくためには、見直し案を着実に実施していくべきものと考えられる。

また、森林は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、生物多様性の保全、洪水や渇水の緩和、水質の浄化、土砂の流出や崩壊の防止、木材の供給など、人類の生存にとって不可欠である様々な機能を発揮するものであり、地球環境の保全に大きな役割を果たしている。

については、県及び造林公社は連携して、造林公社の現状と取組みについて、地権者をはじめ、一般県民に理解が得られるよう情報公開を進めるとともに、今以上に幅広く広報活動を行い、世論を盛り上げていくよう努められたい。

造林公社に対し、地権者に向けた広報誌(造林公社だより)へ今回の経営改善策や県の支援策等情報の掲載を促すとともに、県ホームページ等で公社への支援の現状や取組を紹介する。

7 教育委員会

鳥取県高等学校文化連盟の財務規程の制定及び事務局体制の充実について（高等学校課）

鳥取県高等学校文化連盟（以下「連盟」という。）は、鳥取県高等学校総合文化祭の開催や全国高等学校総合文化祭への生徒の参加の支援を行う等、県内の高等学校における文化活動の発展に貢献している。

しかし、連盟の財務会計についてみると、勘定科目、収入・支出手続、契約手続、帳簿の整備等について何ら定められておらず、会計処理手続の根拠が不明確な状況が見受けられた。

また、連盟事務局の会計処理手続は連盟会長の所属する高校の事務長が主に行っているが、その業務量はかなりあるものと思われる。

については、県は、県補助金の執行に当たって透明性や競争原理の導入等をより推進し、適正かつ効率的な会計処理を図る観点から、連盟に対して、その実態を踏まえた適切な財務規程を制定するように働きかけるとともに、当該規程に沿った適確な会計処理が行われるよう連盟事務局体制の充実に向けた支援を行われたい。

財務規程については4月に開催された連盟の評議員会に附議し、制定した。事務局体制については、業務量を分析し、必要な職員を確保するための財政要求を行う。